

議案第 5 4 号

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 10 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、非常勤職員がその養育する1歳6か月から2歳に達するまでの子について育児休業をすることができる場合を定めようとするもののほか、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年羽曳野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)中「任用された」を「在職した」に改め、同号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「1歳6か月到達日」という。)の次に「(第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加え、「採用されない」を「任用されない」に改め、同号イ中「第2条の3第3号」を「第4条第3号」に改め、同号ウ中「採用される」を「任用される」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 第5条に規定する場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

第10条を第14条とする。

第9条中「第5条」を「第9条」に改め、同条を第13条とする。

第8条を第12条とする。

第7条第1号中「任用された」を「在職した」に改め、同条を第11条とする。

第6条を第10条とし、第5条を第9条とする。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条を第8条とする。

第3条第2号中「第5条」を「第9条」に改め、同条第5号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第6号中「第2条の3第3号」を「第4条第3号」に改め、「こと」の次に「又は第5条の規定に該当するこ

と」を加え、同条第 7 号中「採用される」を「任用される」に改め、同条を第 7 条とする。

第 2 条の 2 を第 3 条とする。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第 3 号中「採用される」を「任用される」に改め、同号イ中「勤務の」の次に「ために」を加え、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)

第 5 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日(当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第 2 条の 4 を第 6 条とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務を要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)(<u>第 5 条の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後の期間)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ <u>第 4 条第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ <u>第 5 条に規定する場合に該当する非常勤職員(その養育する子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>エ その任期の末日を育児休業の期間とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務を要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>引き続き任用された期間が 1 年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(<u>第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。)</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後の期間)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ <u>第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p>

### 第3条 省略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める日とする。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業

### 第2条の2 省略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める日とする。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業

の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日  
ア 省略

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

#### 第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定め

る場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

#### 第6条 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

#### 第7条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 省略
- (2) 育児休業をしている職員が第9条に規定

の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日  
ア 省略

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務の特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

#### 第2条の4 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

#### 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 省略
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定

する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア・イ 省略

(3)・(4) 省略

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第 4 条第 3 号に掲げる場合に該当すること又は第 5 条の規定に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 8 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障

する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア・イ 省略

(3)・(4) 省略

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 4 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。



が生じることとなったこととする。

第9条 省略

第10条 省略

(育児部分休業をすることができない職員)

第11条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を除く。)とする。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 省略

第12条 省略

(準用)

第13条 第9条の規定は、育児部分休業について準用する。

第14条 省略

以下省略

第5条 省略

第6条 省略

(育児部分休業をすることができない職員)

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を除く。)とする。

(1) 引き続き任用された期間が1年以上である非常勤職員

(2) 省略

第8条 省略

(準用)

第9条 第5条の規定は、育児部分休業について準用する。

第10条 省略

以下省略

